新規創業から事業成長まで、あなたを全力で応援します!!

「宜野湾市企業立地支援（空き物件活用）」

リフォーム補助

募集!!

新たに事務所を新設・増設・拡大移転を考えている事業者の方へ。あなたのチャレンジを後押しするため、リフォーム費用の一部を補助します。

※ 小売・飲食店・サービス提供などの店舗機能を有する事業所は対象外となります。

補助内容：物件リフォーム費用の１／２以内（上限１００万円）

※ 応募多数の場合は予算の範囲内で補助額を調整する事があります。

応募締切：令和７年９月３０日（月）

※対象者については
「宜野湾市商工会 企業立地支援事業募集要項（リフォーム補助）をご参照下さい。

お手続きの流れ

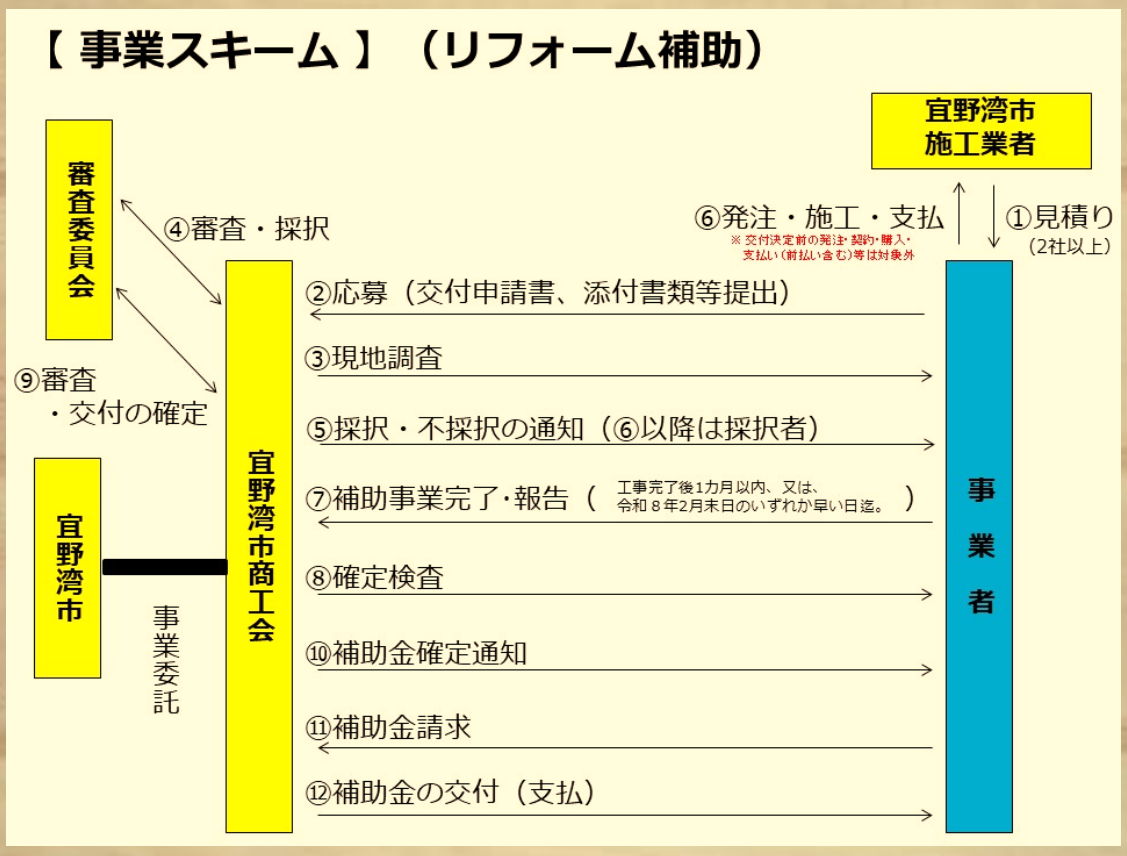

【 申請・問い合わせ先 】

宜野湾市商工会　（宜野湾市真志喜 1-11-11）

TEL：098-897-0111

受付時間：平日 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分（土日・祝祭日除く）

※詳細は下記連絡先、または宜野湾市商工会ＨＰをご確認ください。

https://www.ginowan.or.jp/category/news/cc/1841/

● 必要書類一覧（リフォーム補助） ●

個人事業主の場合

① 空き物件対策事業補助金交付申請書
および付属資料

②空き物件所有者及び管理者との賃貸借
契約書（写し）

③市町村税（国民健康保険税を含む）の
滞納のない証明書（完納証明書）

④申請者の情報利用に関する同意書

⑤許認可が必要な業種は証明書の写し
（改装後に取得する場合は後日提出可）

⑥賃借物件の改装前写真（外観・内観）、地図

⑦確定申告書（写し）
※決算期を１度も迎えていない場合は開業
届出書（写し）

⑧物件リフォームに係る見積書（市内業者）

法人の場合

① 空き物件対策事業補助金交付申請書
および付属資料

②空き物件所有者及び管理者との賃貸借
契約書（写し）

③市町村税（法人及び代表者）の滞納のない
証明書（完納証明書）

④申請者の情報利用に関する同意書

⑤許認可が必要な業種は証明書の写し
（改装後に取得する場合は後日提出可）

⑥賃借物件の改装前写真（外観・内観）、地図

⑦直近期の決算書（写し）
※決算期を１度も迎えていない場合は法人
設立届出書（写し）

⑧物件リフォームに係る見積書（市内業者）

⑨法人商業登記簿謄本

申請の際は、上記書類をご準備のうえ　９月３０日までにご提出ください。

（注）次のいずれかに該当する方は補助対象となりません。

（１）本補助金の交付決定以前に着手しているもの

（２）法令に違反するもの、公序良俗に反するおそれのあるもの

（３）政治活動及び宗教活動に関するもの

（４）風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第 122 号）の対象となる営業に係るもの又はこれに類するもの

（５）宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第２条１号に規定する暴力団又は同条 2 号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（６）物件改装費を対象として、国・県等の補助金等の交付を受け、又は受ける予定のもの